

インターネット端末を利用される方へ (インターネット端末利用規約)

平成29年11月1日
岡山市立図書館

館内でのインターネット端末の利用について、下記の規約に同意の上でご利用下さい。

1. 利用の範囲

- (1) 岡山市立図書館ホームページ及び岡山市ホームページの閲覧
- (2) 図書館が選定した情報サイト、データベースサイトの閲覧
- (3) その他、調査研究のために必要なサイトの閲覧

2. 利用方法

- (1) カウンターにある申込書に必要事項を記入の上、ご利用下さい。
- (2) 利用に当たっては職員の指示に従ってください。

3. 利用時間

- (1) 利用可能な時間は図書館の開館時間です。
- (2) 利用時間は1回30分単位です。
※ただし、30分経過後も次に利用の申し込みがない場合には連続2時間まで継続することができます。継続中に別の利用の申し込みがあった場合は、その時点で終了していただきます。
- (3) すでに利用者がある場合は利用可能な時間をお伝えします。
- (4) 使用料は無料です。

4. 利用制限

下記の行為はご遠慮下さい。

- (1) E-MAILの送受信、掲示板等への書き込み、ゲームなど、閲覧以外の行為
- (2) 調査研究以外の目的での利用
- (3) 著作権法に抵触する画面のプリントアウト（御津図書館・瀬戸町図書館にはプリンターがありません。）
- (4) 画像やソフトウェア等のダウンロード

5. 利用上の注意

- (1) インターネットを通じての非合法な行為、他人への嫌がらせ行為などは禁止します。
- (2) 公序良俗に反すると図書館が判断したホームページへの接続はできません。
- (3) 利用される方の不正操作などによって、接続先を含む機器やデータなどに損害を与えた場合は、その方に弁償等、法的責任が発生することがあります。
- (4) インターネット利用に伴うトラブルについては、図書館は責任を負いません。
- (5) コンピュータへのデータ保存、設定の変更等の行為は禁止します。
- (6) ウィルス感染を防ぐため、外部からの持ち込み媒体（USBメモリ、FD、CD-R等）の使用は禁止します。
- (7) 規約に反したと図書館が判断した場合は、利用をお断りする場合があります。
- (8) 岡山市にお住まいの方、通勤・通学のされている方は、中央図書館で、国立国会図書館の図書館向けデジタル資料の閲覧および複写サービスをご利用になれます。その際は、岡山市立図書館の利用者カードが必要です。
- (9) 国立国会図書館の図書館向けデジタル資料の複写は、図書館職員がいたします。
- (10) 利用終了時は、速やかに職員にお伝えください。

附則

この利用規約は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この利用規約は、平成20年8月8日から施行する。

附則

この利用規約は、平成23年6月7日から施行する。

附則

この利用規約は、平成24年3月31日から施行する。

附則

この利用規約は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この利用規約は、平成29年11月1日から施行する。